

敬老カードイラスト応募要領

1. 募集目的

中野区では「長年、多岐にわたり社会に尽くしてきた高齢者の方を敬愛し、長寿を祝う」敬老の日に、米寿を迎えられる方に対して敬老カードをお送りしています。

その敬老カードを心暖まる素敵なものにするため、使用するお祝いのイラストを広く募集します。

2. 期間

(1) 応募期限

2026年7月3日(金) 必着

(2) 結果の公表

2026年9月(予定)

応募者全員に通知を送ります。決定したイラスト(優秀者3名分)は敬老カードのイラストとして使用します。

また、優秀者3名のイラストの他、応募イラストの一部を中野区役所1階シェアノマにて展示及び中野区ホームページに掲載します。

3. 応募規定

(1) 用紙のサイズと向き

A3 サイズ以下A5サイズ以上、横向き

ただし、敬老カードとして使用する際にはA5サイズに縮小します。

(2) 画材

サインペン、絵の具、色鉛筆、クレヨン、貼り絵、切り絵、デジタルイラスト等自由です。

ただし、敬老カードとして使用する際には元のイラストを複写し、厚紙に印刷することになりますことをご留意ください。

(3) 絵の内容

敬老の日を送付すること、お祝いのカードであることをご留意いただければ、基本的に自由です。動物、花などの植物、人物、風景、乗り物等なんでもかまいません。

ただし、線や色が薄いとうまく印刷がされませんので必ず濃く描いてください。

(4) 文字の記入

お祝いのカードであるため、イラストの一部としてお祝いの言葉を一言どこかに盛り込んでください。例:88歳おめでとう

ただし、以下のような表現は避けて下さい。

- ① 「おじいちゃんへ」「おばあちゃんへ」など性別を限定する表現
- ② 「100歳まで長生きしてね」「めざせ100歳」等、寿命を限定してしまうような表現

③ その他、敬老のお祝いにふさわしくない表現等

(5)応募するイラストは、応募者本人が作成した未発表のもので、

- ・公序良俗に反さない
- ・特定の個人・団体等への誹謗中傷を含まない
- ・第三者の著作権等を侵害しない
- ・その他法令の定めには違反しないものにしてください。

(6)1人あたりの応募点数に制限はありません。ただし、入賞は1人1作品までとして選定します。

(7)紙で提出する場合は絵の裏面(箇所は問いません)に名前をフルネームで記載してください。

4. 応募資格

中野区在住・在学・在勤の18歳以下の方

※保護者の同意を得た上で応募してください

5. 応募方法

(1)郵送・窓口

応募用紙と作成したイラストを在宅サービス係まで郵送または窓口にて提出してください。

なお、提出された媒体の返却はしません。

(2)Eメール

件名を「中野区敬老カードイラストの応募」として、応募用紙のデータとイラストのデータを添付して提出してください。

【提出先】

中野区 地域支えあい推進部 地域包括ケア推進課 在宅サービス係

〒164-8501 中野区中野4-11-19 中野区役所 3階3番窓口

電話 03-3228-5632

Eメール houkatukea@city.tokyo-nakano.lg.jp

6. 賞

最優秀者1名に図書カード10,000円分、優秀者2名に図書カード5,000円分を贈呈します。

また、最優秀者及び優秀者には賞状を贈呈します。

7. 選考方法

応募いただいたイラストについて、区は審査会を設置し、選考します。

選考にあたっては、3. 応募規定で示した各要件とともに、高齢者の方を敬愛し、長寿のお祝いがされているものであるかという観点で選考します。

8. 留意事項

- (1) 採用された作品の著作権、その他一切の権利(著作権については、著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、中野区に帰属し、区が作品使用する際、著作者人格権(公表権・氏名表示権・同一性保持権)を行使しないものとします。なお、原案を尊重しながら補作・調整する場合があります。また、区が作成するポスター等に二次利用する場合があります。
- (2) 本要領を満たしていない場合、審査対象から外すことや採用を取り消すことがあります。
- (3) 応募にかかる費用は、応募者負担となります。
- (4) 受付通知は送付しません。また、選考経過の問い合わせには対応しかねます。
- (5) 本要領に取り決めのない事項は、中野区が判断します。
- (6) 応募の際にいただいた個人情報、募集の目的以外には一切使用しません。ただし、採用者は、氏名等を公表させていただくことがあります。ご了承ください。
- (7) 応募により、本要領に同意したものとみなします。